　　第２回天狗のこみちマラソンin南足柄（大雄山最乗寺）大会災害見舞金規定

災害見舞金規定

第１条（本規定の目的）

　本規定は、天狗のこみちマラソン実行委員会（以下「甲」とする）が第２回天狗のこみちマラソンin南足柄（大雄山最乗寺）（以下「大会」という）の次条に定める給付対象者（以下第２条に定める大会参加者）がその大会参加中に被った傷病にたいして、「甲」が給付する死亡補償、後遺傷害補償および入院・通院補償について定めることにより、傷病を被った給付対象者の救済を図ることを目的とする。

第２条（給付対象者の範囲）

　本規定は、「甲」が作成、保管する名簿に記載された給付対象者で、大会当日に、大会に

参加するため、「甲」の指定する場所に集合した時から、「甲」の管理下を離れた時までをいう。ただし、以下に該当する場合は「大会に参加中」とは見なさない。

・給付対象者が大会に出場する者の場合には、所定の出場手続きが完了するまで

・いかなる場合においても「甲」が閉会式を終了した時以降

第３条（用語の定義）

　本規定において、次に掲げる用語は、それぞれの定義に従うものとする。



第４条（給付内容）



第５条　（補償の対象外）

1. は下記に掲げる事由によって給付対象者が被った身体障害について第１条で定める救済は行わない。
   1. マラソン大会時に既に発病している疾病
   2. 給付対象者の犯罪行為
   3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
   4. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
   5. ③および④の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
   6. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。これらに随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由を含みます。
   7. 風土病
   8. 給付対象者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
   9. 給付対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または道路交通法第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態での自動車または原動機付自転車の運転
   10. 原因がいかなる場合でも、頚部症候群、腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも給付対象者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
   11. 給付対象者の入浴中の溺水。ただし、入浴中の溺水がマラソン大会に起因するものである場合は保険金を支払います。
   12. 原因がいかなる場合でも給付対象者の誤嚥によって生じた肺炎
   13. その他補償規定にないもの